CITY OF YOKOHAMA

横浜市におけるアスベスト(石綿)除去工事について

横浜市みどり環境局 大気・音環境課大気担当

1. 石綿に関する基礎知識

- 2.作業開始前について
- 3.作業中について
- 4.作業完了後について
- 5.まとめ

石綿とその使用建材等の種類

1.石綿に関する基礎知識

石綿の種類







石綿が使用されている建材

吹付け材



保温材









※大気汚染防止法では、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものが規制対象。

レベル3

石綿に関する関係法令

1.石綿に関する基礎知識

法規	法規所管	いつ	目的
建築基準法	国土交通省	把握、管理、 解体と除去	建築物に関する基準を定め、国民の 生命、健康及び財産の保護
労働安全衛生法石綿障 害予防規則	厚生労働省	解体と除去	労働者の安全と健康を確保、快適な 職場環境の形成
大気汚染防止法	環境省	解体と除去	大気の汚染に関し、国民の健康を保 護、生活環境を保全
建設リサイクル法	国土交通省	解体と除去	資源の有効利用を確保し、生活環境 の保全及び国民経済の健全な発展に 寄与
廃棄物処理法	環境省	保管と廃棄	生活環境の保全及び公衆衛生の向上

- 1. 石綿に関する基礎知識
- 2.作業開始前について
- 3.作業中について
- 4.作業完了後について
- 5.まとめ

作業前のフロー

事前調査の実施

届出対象石綿含有建材

届出対象外石綿含有建材

石綿不使用

事前調査結果の発注者への説明、記録の作成(法第18条の15)

作業計画作成(法施行規則第16条の4) 下請負人への説明(法第18条の16, 22)

石綿事前調査結果報告システムによる報告(法第18条の15)

事前調査結果の掲示、写しを現場へ据え置き(法第18条の15)

作業の開始届出 (法^{※1}第18条の17もしくは市条例^{※2}第92条)

- ※1 大気汚染防止法
- ※2 横浜市生活環境の保全等に関する条例

事前調査について①

2.作業開始前について

建築物・工作物の解体・改造補修工事を行う場合は石綿の 使用状況について事前に調査を行う必要がある。

(大気汚染防止法第18条の15、横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条の2ほか)

- ・事前調査の対象
 - 原則全ての建築物、工作物の解体、補修等工事を行う際に実施すること
- ·<u>事前調査結果報告</u>(令和4年4月1日以降)

対象工事は、特定建築材料の有無に関わらず、事前調査結果を市に報告

建築物の解体: 床面積合計が80 ㎡以上

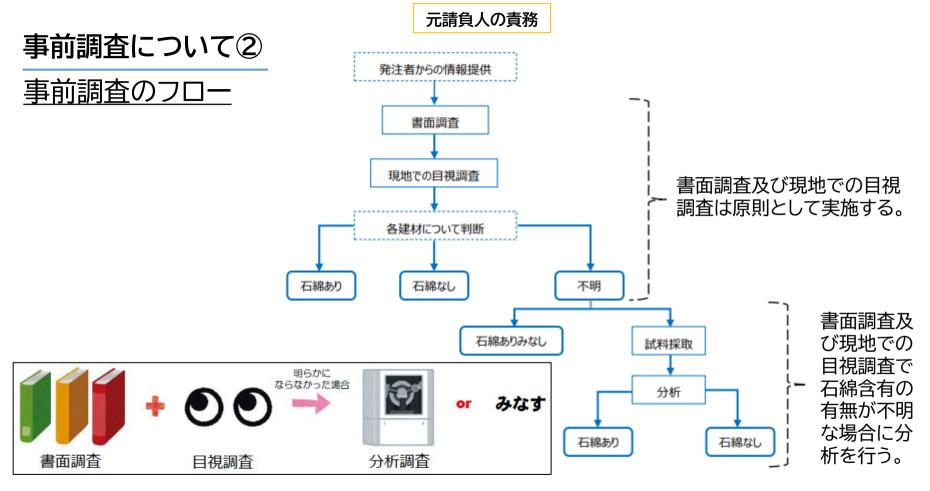
それ以外 :請負代金の合計が100万円以上

・<u>調査方法の法定化</u>

建築物の解体等工事:令和5年10月1日以降

工作物の解体等工事: **令和8年1月1日以降** 資格者等による調査が必要となる

・事前調査に関する記録の作成・保存



※ 解体等の作業中新たに石綿が発見された場合、追加で調査を行う必要がある

石綿除去等作業の開始届

2.作業開始前について

	大気汚夠	於防止法	市条例		
届出対象	「レベル1」 吹付け石綿	「レベル2」 耐火被覆材・保温材・ 断熱材	「レベル3」 石綿布・石綿含有セメント建材※1		
作業対象	建築物、その他工作物				
作業種類	解体、改造、補修				
処理方法	除去、封じ込め、囲い込み				
様式		等作業実施届出 第3の5)	石綿排出作業開始届出 (細則第19号様式)		
提出期限	作業開始日※2の14日前まで		作業開始日※2の7日前まで		
届出者	発注者または自主施工者		発注者または自主施工者		

- ※1 石綿含有セメント建材は成形板でかつ使用面積の合計が1000m²以上の場合に限る
- ※2「作業開始日」とはこれらの作業に必要な養生作業等の開始日を指す。

- 1. 石綿に関する基礎知識
- 2.作業開始前について
- 3.作業中について
- 4.作業完了後について
- 5.まとめ

3.作業中について

届出対象外石綿含有建材 届出対象石綿含有建材 石綿不使用 掲示板設置(法施行規則第16条の4) 作業基準遵守 (法施行規則別表第7) (市条例施行規則) 作業の記録(法施行規則第16条の4) 石綿濃度測定(市条例第93条) 必要な知識を有する者による石綿の取り残しがないことの確認 (法施行規則第16条の4)

元請負人の責務

工事現場への掲示

掲示期間

掲示サイズ

掲示場所

事前調査

結果

工事期間中

作業内容等の

お知らせ

作業開始3日前

から当該作業が 終了するまで

JIS規格A3以上

周辺住民から見やすい場所

3.作業中について

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告³¹³、労働安全衛生法第88条第3項(労働 安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の

			異ない回法	85 打 翔 州	96 10 ;	K 0.7 4 9	1
特定粉じん排出等作業について		, .					
事業場の名称 : ○○○					_		
届出先及び	○○ 労働基準監督署		令和	0 年	0 /		
届出年月日	神奈川 県	横浜 市	令和	0 年	O F		日 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査終了年月日		令和	0 年	O F		□ ○○○○株式会社
	看 板 表 示 日		令和	9 年	O 5		代表取締役 ○○ ○○
解体等工事期間	令和 ○ 年	○月 ○日 ~	令和	〇 年	O F		1 住所
石納除去 (特定形にん排出) 作業等の作業期間 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ ○ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							
	調査方法の概要	(調査箇所)					
【繝査方法】							元請業者(工事の施工者かつ調査者)
書面調査、現場目視調査、分析調査	î.						氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
【調査箇所】							〇〇〇〇株式会社
建築物全体 (1階~3階)							代表取締役社長 〇〇 〇〇
※改修等の場合、改修等を実施する							
10-1 alic 1 alic 1	の概要(部分と石綿含有建材	(特定建築材料) の種類	類、判断根拠	<u>(</u>)			住所
【石綿含有あり】							OO県OO市OO区OO O-O-O
3階機械室 吹付け材 クリソタイル	(分析)						
3階機械室 保温材 (みなし)			現場責任者氏名 〇〇 〇〇				
1階台所 けい酸カルシウム核第1種 クリソタイル (設計図書、製造年月日)			連絡場所TEL 000-000-0000				
【石絵含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照			○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。				
			調査を行った者(分析等の実施者)				
1 階~3 階			氏名又は名称及び住所				
	石綿除去等作業(特定粉	11 / 建山等在書)の	+++				事前録音・試料模数を実施した者
					- 64-		
石綿含有理材(特定健能材料)の処理方法	☑ 除去 □ 封じ	込め 口囲に	ハ込み	□ ₹0	2113		① 特定建築物石總含有建材調查者
* 機種・型式・設置数	模様:集じん	心探索装置、型式: OOC	0-0000.	設置数: 0:	in the		氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
<u>C</u>							住所: ○○県○○市○○区○○ ○-○-○
_ 排気能力 (m/m i n)	OOm3	/min. (1時間あたりの	の損害回数4	met E)			分析を実施した者
# M-XLED (III/III I II)	00	Annual Continuous An	O DOWNERS OF T	E100-4-7			② ○○○○分析株式会社
※ 使用するフィルタの種類及び	HEPATA	ルタ (捕修効率:99	9796 粒子	₩ · 0 3 m	m)		氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
** その集じん効果(%)					,		住所: 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇一〇一〇
温潤用薬液: 〇〇〇〇、固化用薬液: 〇〇〇〇〇、		その他事項					
使用する資料及ひせの種類 隔離用シート(厚さ:床Omm、その他Omm)、菱生テープ 等		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、					
その他の石線(特定粉じん)の 建度を4面養生する。けい酸カルシウム核第1種は原則原形手ばらして取り外し、切断・破砕する場		፟ 下の判断根拠を表す					
排出又は飛散の抑制方法 合は、除去部分の周辺を養生し、湿潤化後最小限に行う。			①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明				
備考: その他の条例等の届出年	月日						5材料の製造年月日

※右図は現場への掲示例

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

3.作業中について

石綿含有建材が使用されている建築物等の解体、改造、補修する際には、作業の種類ごとに遵守しなければならない 「作業基準」が定められている

例)プラスチックシートによる作業場の隔離・養生、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置による作業場及び前室内の負圧化、薬液等による湿潤化など



原形のまま取り外す作業



湿潤化



隔離養生内での作業

- 1. 石綿に関する基礎知識
- 2.作業開始前について
- 3.作業中について
- 4.作業完了後について
- 5.まとめ

4.作業完了後について

届出対象石綿含有建材

届出対象外石綿含有建材

石綿不使用

作業記録作成及び保存(法第18条の23)

作業結果を発注者に報告 (法第18条の23) (市条例第93条の2)

作業完了届出(市条例第94条)

事前調査の記録、発注者への説明書面(写し)の保存※3年間 (法第18条の15)

作業記録、発注者への完了報告(写し)の保存※3年間 (法第18条の23)

石綿濃度測定などの保存※3年間 (市条例第93条)

石綿除去等作業の完了届

4.作業完了後について

届出対象	開始届出の対象となる作業すべて			
様式	石綿排出作業完了届出 (細則第20号様式)			
提出期限	作業完了※後30日以内			
届出者	開始時と同一の届出者			

・横浜市条例により、石綿除去等作業完了後には完了届の提出が定められている

※「作業完了」とは、除去等が終了し、養生等の撤去及び作業後の測定がすべて完了した状態を指す

- 1. 石綿に関する基礎知識
- 2.作業開始前について
- 3.作業中について
- 4.作業完了後について
- 5.まとめ

責務

市へ作業開始・完了届の提出



配慮事項等

- ・ 元請業者が適切な石綿飛散防止対策を行えるように費用、工期や施工方法に配慮
- 元請業者からの説明を受ける
- ・事前調査のための適正な書面 提供等調査への協力

5.まとめ

事前調査に当たっては

- ・ 事前調査の実施
- システムを利用した行政への報告
- ・発注者への説明
- 調査結果記録の作成

作業に当たっては

- ・下請負人への説明
- ・工事看板の掲示
- 作業・指導基準の遵守
- 作業記録の作成



5.まとめ

【お問い合わせ窓口】

横浜市みどり環境局大気・音環境課大気担当

(市庁舎 27階 南側)

TEL:045-671-3843

メールアドレス:mk-taikikisei@city.yokohama.lg.jp

